

## 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

### 1 日時

平成29年10月31日（火） 午後2時から午後5時40分まで

### 2 場所

千葉市ビジネス支援センター（きぼーる）13階 会議室2

### 3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 金子委員 三島委員 濱本委員

(2) 県

岡田障害福祉事業課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、古川更生園施設長、渡辺養育園施設長、鈴木事務局長

### 4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長選出

(3) 議題

① 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② その他

(4) 閉会

### 5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 金子委員、三島委員

(1) 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

### ○参考資料1～3について説明

〈委員討議〉

（大屋委員）

参考資料3の長寿命化計画について、建替えというのは、今ある建物と同じものを建替えるという意味でしょうか？それとも、同じような機能を持った建物を建て替えるということですか？

(事務局)

基本的には機能を持った建物ということで、規模や役割についても、公の施設については見直しを行った上で建替えるということになりますので、まずはどうあるべきかというのが先にあり、今と全く同じ建物を建て替えるという意味ではございません。あり方を検討した上で、必要な施設をつくっていくということでございます。

(大屋委員)

逆な言い方をすると、例えばグループホーム以外の方がグループホームに入るとなった場合、グループホームを建てるとするのは、建替えとは別の話に入ることではないですか？

(事務局)

県立施設としてつくるかどうかということになりますので、仮に、県立施設としてグループホームが役割・機能として必要だという結論になれば、そういったこともあるかもしれません。

(大屋委員)

ということは、それは10年後以降でないと建替えにならないということですか？

(事務局)

これはあくまで目安ですので、検討はこれに関わらず進めていって、まだ計画案ということなので、順番についてはこのとおりにいかないこともあろうかと思えます。我々としてはなるべく早く、整備の方針等についても決めていきたいと考えております。

(村山委員)

大屋委員の質問に引き続きなのですが、いろいろなことを検討する場というのはどういうところなのかというのが非常に大事で、なぜかということ、県立施設であるならば県民の財産ということですから、千葉県内の障害福祉全体の中での位置づけになります。この10年で、県内の障害福祉が時代の中でどのように変化していくかということも含めての検討であり、その検討をする組織も大事ということになるのですが、そのこと自体もまだこれからという認識でよろしいでしょうか？

(事務局)

本日お配りしている資料の中に、障害者計画の案もございます。後でご説明いたしますが、計画作成の担当の、総合支援協議会や部会、またそれ以外にも頻度を高めて、有識者の方を集めて検討した方が良いのではないかとということであれば、組織についてはまだ検討段階ですが、そのあたりも様々な意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

(三島委員)

そういう意味では、このⅠ期とⅡ期の違いというのは、Ⅰ期の方が着手が5年以内に

限定されているということで、早いんですね？10年というのは、5年以内に可能性はあるけれども、それ以降でも良いと緩いんですね？その意味では、袖ヶ浦福祉センターというのは相当老朽化していて、ここの委員会の目的は虐待を防ぐということですね？要は人権を守っていくということがテーマなので、緊急性はすごく高いと思うんですけども、なぜ5年以内の方に入っていないのか不思議なので、お聞きしたいと思います。

(事務局)

これは県の財産を全て網羅し、財政の均衡化という観点も含めて全体の調整を図った上での計画になっております。ですから緊急性や必要性というのは、我々の部局では訴えていこうと考えておりますが、県全体の中で、財源のない中で計画を作った今の原案では、こういった位置づけになるということです。

(三島委員)

そうすると、障害福祉事業課も関与した上でこれで良いのではないかという認識でよろしいのでしょうか？

(事務局)

一応案として示された中では、うちとしてもまずは位置付けてもらうということが重要だと考えておりますので、今後、整備の方針等を早い段階で進めて行きたいと考えております。

(三島委員)

これをどこかの総務の部局が作ったというのならばわかりますが、障害福祉事業課も関与したということであれば、もっとこの問題が緊急性を持っているということを強く言う必要があると思います。僕はその他のことも含めて、姿勢がちょっと弱いのではないかと思っています。後でまた話しますが、神奈川県と違って、千葉県は随分遅いなというのが印象としてあります。

もう1つ、袖ヶ浦福祉センターの場所というのは、今建っているところに限られているということでしょうか？それはまだ未定ということでしょうか？

(事務局)

場所はこれからということになります。

(三島委員)

あと、このロケーションや着手の時期の話について、どこかで話せる場が必要なのではないかと村山委員が言っていましたが、これは僕も同感で、県だけで考えても、また事業団だけで考えてもだめだと思います。すり合わせをする場を設置する必要がありますが、その認識についてはいかがですか？

(事務局)

先ほど申し上げたとおり、既存の会を活用するという方法もありますし、また別に委員の皆さんの意見をいただく機会を設けるという方法もあるかと思っておりますので、そのことについては検討していきたいと思っております。

(三島委員)

既存の組織というのは今まであったかと思っておりますが、あまり有効に作用していなかったと思っております。すごく進展が遅いし、いつも先延ばしになっています。これは大事な問題なので、見直し進捗管理委員会を入れてほしいなどではなく、少なくとも県と事業団がきちんと話をする場をつくる必要があると思っておりますが、いかがでしょうか？

(事務局)

御意見を受け止めまして、検討していきたいと思っております。

(佐藤座長)

今出た意見としては、この計画案、まだ決まっていないものなのですが、素案だけ見たときに袖ヶ浦福祉センターの建て直しというのは緊急性が高いのではないかという意見が1つと、これを検討するための専門的な会を設けるべきではないかという、こういう意見が出たということで、今後ご確認いただきたいと思っております。

ということで、これは、ステップ1がまだ動いていないということですよ。

## ○資料1について説明

〈委員討議〉

(三島委員)

去年も言及しましたが、このモニタリングというのは、指定管理者制度について、事業計画をクリアできたかどうかという評価であり、見直し進捗管理委員会の評価というのはそれとは異なり、利用者支援として十分であるかどうかであり、視点が全然違うんですよ。そこを混同しないように扱ってほしいといつも思っています。つまり、見直し進捗管理委員会は、あるいは昔の第三者検証委員会は、虐待が再び起こらないようにということでは、定員の半減と、支援体制の少人数化ということをして3年間できちんとやってくださいということを求めてきた訳で、このモニタリングは、事業者側が何をやったかということですよ？そのことの評価と見直し進捗管理委員会の評価は一致しないということを理解していただきたい。つまり、事業者側が何をやってもそれは必要条件であって、十分条件ではない。現場まで本当に届いているかはわからないということですよ。そこだけちょっとご理解をお願いしたいと思っております。

(佐藤座長)

確認なのですが、今のは事業の評価であって、進捗の評価ではないということですよ？それは私もそうかと思っております。

(金子委員)

11ページの「(3) 第三者評価におけるその他の意見」について、5ページが前年度の最終的な評価であり、上半期の評価を行った結果、11ページに示す内容であったということによろしいでしょうか？

(佐藤座長)

5ページにおける第三者評価の意見と、11ページにおける第三者評価の意見とは、同じものと違うものがあるということですよ？

(金子委員)

対象の年度が違いますので、異なるものであると思うのですが、5ページの第三者評価における意見として示されていたものの中で、11ページにそのまま同じ意見を掲載しているものが何項目かあると思います。そのことについて、細かく見ないとわからないですが、あまり進展がなかったということでしょうか？

(事務局)

委員の皆さまに第三者委員として見ていただいたのが、平成29年度上半期のモニタリングになります。5ページに掲載しています平成28年度通年のモニタリング、こちらは県職員がモニタリングをしたということになりますが、平成29年度上半期に第三者評価としていただいた意見というのが、現時点における袖ヶ浦福祉センターの運営状況であり、平成28年度のモニタリングにおける第三者意見ということで、同じものをそのまま掲載しております。つまり、全く同じ内容です。

(佐藤座長)

これは県の評価ということですか？

(事務局)

基本的には県が評価したのですが、第三者評価における意見という欄では、平成29年度上半期という形で、今第三者評価に書いていただいた評価をここに入れたという構成になります。

(佐藤座長)

第三者というのは、進捗管理委員も含めた第三者ということですか？

(事務局)

含めたというか、見直し進捗管理委員に、第三者としてしていただいた評価です。平成28年度は、それ以外の点数は県職員が行ったものですが。

(佐藤座長)

5ページの方は、我々には関与していないんですよ？

(事務局)

はい、点数については県職員が行いました。第三者における意見というのは、平成29年度上半期というところで、見直し進捗管理委員会に見ていただいた意見を掲載しています。

(金子委員)

5ページと11ページは、時点は違うのに同じ内容が掲載されている理由がよくわかりません。28年度の最終評価でこのような意見があったものについて、29年度に取り組んだ成果として、何らかの変化というか成果があったかと思うのですが、同じものが載っていますと、変化がなかったと誤解を生むと思います。評価の時点が違う訳ですから。

(佐藤座長)

素朴なことを言いますと、11ページの方は我々が関与していますから、ここにまとめである内容もそれぞれ、委員の個々の感覚からするとどこか違っているということがあるかもしれませんが、第三者として我々が入っていますので、第三者のその他の評価に意見があがっているというのは違和感がありません。ですが28年度については我々は関与していませんので、形式的なことを言うところは空欄になるはずなので、11ページと同じ内容がここに掲載されているのは、まとめ方の形式面でおかしいということなのですが。

(事務局)

先ほどの三島委員の御意見にもありましたが、この、指定管理者のモニタリングというのは袖ヶ浦福祉センターだけで行っているものではなく、県全ての指定管理者制度を導入している施設というのはこれと同じモニタリングをしなければなりません。基本的にそれは通年のモニタリングであり、1年のモニタリングを翌年度に評価するという形になります。ただ、袖ヶ浦福祉センターの場合は特殊で、見直し進捗管理委員会があり、定期的にモニタリングをしていただいているので、通年に加えて、29年度、今年度の上半期の方もモニタリングをしていただく、そこについては委員の方々に行っていただいています。第三者評価については、他の施設であっても通年の評価を今の時期に行い、第三者の意見ということであげていただいているので、29年度上半期ということで見直し進捗管理委員会に評価していただいたものを、それが今のセンターの指定管理者の評価であろうということで、28年度通年分の意見という形で、そのまま載せているという整理になります。

(金子委員)

わかりました。そうしますと今年度のモニタリングで私たちの意見としてお伝えしたことが、28年度の最終的な評価における第三者意見になるということですね。

(佐藤座長)

29年度上半期の意見が、28年度通年の評価と同じということですね？

(事務局)

現時点における指定管理者に対する意見だろうということで、28年度の方のモニタリ

ングの方の意見としても掲載しております。

(佐藤座長)

県はそのように理解したということですね。ただ、そういうまとめ方になっているとご説明をいただかないと、見た人はわからないと思います。

(事務局)

28年度の方に注釈を入れさせていただくということではいかがでしょうか？

(佐藤座長)

はい、記載の仕方について、どこかで説明をしていただかないと、読み方が変になってしまうので、お願いします。

さっき三島委員からも御意見がありました。進捗管理委員の進捗の評価とはまた違ってくるということと、事業団の方でも努力されて、準備いただいた成果をお見せいただいたということなので、頑張りましたということになる訳ですが、それと進捗の評価はまた別の話ということになります。しかも、これは各委員が相談して書いた訳ではないので、まとめたものを見たときに、「私の感覚と違うな」と委員それぞれが感想をお持ちになっているかと思しますので、また委員の方での感想のようなものは改めて述べる機会があれば、と思っています。これは私の意見ということで、聞いていただきたいと思っています。

ともあれ、当日準備いただいた事業団の方や、ご対応いただいた職員の方々、お疲れさまでございました。

(三島委員)

座長からもありましたが、今回のモニタリングのチェックとしては、準備された中だという制約はありますが、僕は更生園に行きましたがインテリアの工夫や食堂のレイアウト、温冷配膳車や外出機会の増加、個別支援についての地域移行を意識した議論などを、中堅の選ばれた方でしたが、職員の方々との面接を行いました。地域移行に疑義や逡巡はないかと聞いたところ、その方々の管轄部門では異議はないという発言が全員にありまして、雰囲気が変わったなど。それから保護者の方も、協力いただいて玄関の壁を塗り直したり、居室前の雑草を抜いたりなど、組織として一丸の雰囲気が、理事長、施設長が動いたからだと思うんですけども、出てきたことは、次期指定管理でもうたわれている今後の地域展開に当たって、職員が希望を持っているなどは大きな資産ではないかと思っています。ただ、今取り組んでいる温冷配膳車や、自動車を利用した外出機会の増加という試みは、コロニー型の建物でのぎりぎりの限界かと思っていますので、これが絶対的という話ではなく、地域ではもっと豊かな生活がある、ただ結果的には、人権が侵害される状況をカバーできていく努力がなされているという点では、ポジティブに評価されるのではないかと思って、理事長や施設長の努力は評価したいと思います。ただし、本当はどうかということについては、これは選ばれた場面、選ばれたシチュエーションしか見ていませんので、再度確認させていただきたいと思っています。

(佐藤座長)

我々もつらいところがありまして、私は更生園を見ていないのですが、その中で更生園を評価しろというのはなかなかきついですね。また委員の方で、見解を聴取して、意見があれば改めて、と思います。よろしくお願いします。

## ○資料2について説明

〈委員討議〉

(大屋委員)

ようやく進んできたということかと思うんですけども、質問を2つほど。

14ページ上の移行された2人、特に、下の方は行かれたばかりですが、上の方は現在はどうのような状況で、ご家族等はどういうような思いをされているか、さらには下の2名のご家族がどのような気持ちでいらっしゃるかについて、まず教えていただければ。

(事業団)

地域に移られた方ということで、最初に移られた方は、職員も派遣してかなり綿密にフォローしたのですが、日中活動にも落ち着いて参加されて、生活の方も落ち着いているという状況です。また、保護者の方の思いとしては、利用開始の当初からご本人にあったところであれば移っても良いということがございました。先日、ご家族と電話でお話をしましたが、不安や心配はあったけれども移って良かったというようなお話をいただいております。これが1ケース目です。2つ目につきましては、その後ご家族とは確認をさせていただいておりませんでしたので、移行後のフォローということで職員が現地へ赴き、支援状況を確認、我々の方で話をさせていただきました。やはり、つらい兆候ということで行動が出ているという状況で、先日も電話で支援に関する問い合わせがありましたので、そちらにお伝えしております。また来月に訪問し、フォローしていこうということになっております。ご本人としては、仕事等については設定のあることは安定してやっている、ただ余暇というか休日については非常に弱い、どういようにしたら良いのかという問い合わせがあります。

(大屋委員)

行かれて良かったと評価してよろしいということですよ。その実績というのを、他のご家族の方にも、ぜひどんどんお伝えいただくとありがたいと思います。

もう1点。15ページの表なのですが、私も一番昔からずっと一緒にやっておりましたので、大体の記憶でしかありませんが、3年目くらいの点数と今の点数はほとんど同じではないかと思うのですけれども、そのような認識でよろしいですか？もしくは却って悪化しているか、少しずつ良くなっている、どういった状況でしょうか？

(事業団)

総体的には下がっているという印象があります。特にCさんは2点まで下がりました。ある時期を境に急激に行動が変わりました。やはり新しいことを覚えていただくのに時間がかかる方ですが、それがうまくマッチすると、改善していくこととなります。あとは

点数だけでなく、強さなどもきちんと、点数に現れない部分もありますが改善しています。当初は本当に支援方法がわからなかったのも、どのように対応したら良いかわからず難しかったです。確立されてくると1年目の職員も対応できるということになりますので、その意味では支援方法の確立というのは非常に大事だと思います。

(大屋委員)

ありがとうございました。今でも少しは改善されている部分もあるかもしれませんが、基本的には最初の3年間でかなり、全国的に3年間でやりましょうという事業だったこともあって、点数が下がって、その後は慣れ等で少しずつ改善しているかもしれません。が、この方々は現時点で行われている支援ということ言えば、これからずっとこれくらいの点数でいくことを前提に支援を組み立てていくということであれば、この方も今の支援でこういう状況でやっていけるということを考えると、先ほどの最初に移行された方々を含めて、大部分の方にとっては移行することは極めて妥当性がある、おそらく後悔される方は少ないかと思われまますので、そのことをしっかり、職員さん一同でご家族に宣伝されて、これで本当に3年くらいで回転していくようであれば、更生園のミッションというのは達成される、ずっといて移行しないようであれば、やはりミッションは達成されていないと言わざるを得ないので、この移行というのは非常に大きな、実績はまだ少ないですけどもできた訳ですから、これを最大限に利用して、回転型、一時型の施設になってもらえればありがたいと、私は思います。

(三島委員)

大屋委員のお話につながりますが、この結果を保護者会等で、ご家族や職員にフィードバックする予定というものはありますか？

(事業団)

11月に、最初に移行された保護者の方からお話をいただいて、不安な部分や、思っていることについてお話をいただきたいということでお伝えしています。日程調整を進めて、2月ということでもちょっと延びてしまいますが、実施をしていく予定で調整を進めています。後ほどお話しさせていただきます。

(三島委員)

もう1つ、更生園の強度行動障害の方は、僕も全員強行かと思っていましたが意外に少なく、今のところ12名ということですね？そして現状として見ると、対象となる点数の方は2名で、あとの方はもう全般的に安定してしまっているということで、地域移行が次のテーマとなっているということで良いのかと思いますが、これでだんだん抜けて行って、新規利用が解禁になった場合には、この中に有期限・有目的の方が入ってこられて、数年間おられて次のステップを踏んでいくと考えてよろしいのでしょうか？

(事業団)

本来の事業の目的がそうだったということと、出口がわからないまま始まってしまった

事業ということで時間かかかっていたということがありますが、行動改善を目的として、実施できると思っています。

(濱本委員)

14ページにあります、これまでの地域移行者の移行後の取組として、グループホームに移られた男性の方に対して、その施設に職員の出向派遣をされていらっしゃるということですが、半年ずつ、2名の方がされていらっしゃるということで、こういう取組をされているということが福祉協会も私も初めて伺ったのですが、経営する側から言えば、職員の方の給与も事業団で持っていただけるということですよ？こういう取組をしていただければ、今の更生園の地域移行、他の民間法人のグループホームに移行するというのもっと進んでいくと思うのですが、この方の場合は特例なのか、今後もそういった取組の予定があるのかということをお伺いしたいと思います。

(事業団)

1番最初の方でしたので、私たちも本当に、うまく移っていただくのが大きな目的だったものですから、当該利用者さんの寮の担当だった職員を、1年間移るのはなかなか大変だろうと思ったものですから、半年ずつ派遣をいたしました。これは受入れ先の法人さんと私たちの間の話し合いの中で決めることですので、つい最近移られた女性の方につきましては、事業団の職員が何度か定期的にお邪魔をしてという形で、フォローをしております。ただ、今後私たちの方でこのような法人さんに受けていただく中で、ぜひ職員を何らかの形で派遣してもらいたいという要請があれば、それは私たちとしてはぜひとも受けてまいりたいと思っております。

(濱本委員)

今のお話を伺ってとても心強く思ったのですが、経営をする側としては、支援に慣れていらっしゃる職員さんに一緒に来ていただいて、支援をしていただくというのは、本当にありがたいことだと思います。それは福祉協会としても全然存じ上げなかったことなので、こういったことも今後はお知らせしていただけると、地域移行も進んでいくのかなと感じました。

(村山委員)

このモデル事業の中の16名の方々についてはわかりましたが、更生園には、行動障害の方はもっといらっしゃる訳ですよ？第2支援グループなど。その方々はそれぞれ、こういった点数というのは付けたりしているのですか？点数を付けて、それが支援によって軽減しているという実績は、きちんと表としてあるのでしょうか？そのうち、どういう方々が移行できたのか、今移行に向けて調整中だというような、モデル事業以外もわかった方が全体の動きがわかるので、それが知りたいです。というのも、検証委員会の当初のときに、利用者の状況、行動障害がある方、高齢の方、病弱な方、そういった方が何人おられて、3～4年でこのくらいの方が移行が可能だろうという数字が1回出ていると思います。それとある程度照らし合わせて、移行がどの程度できているのか、ここは数字上の

ことで実際は無理だったということもわかるので、そのあたりのことも知りたいと思います。

(佐藤座長)

今は具体的な数字はお持ちではないと思いますので、ざっくりとしたところで結構です。

(事業団)

行動障害の方、現在の基準でいうと重度障害支援加算Ⅱということですが、私の記憶ですが、今は47名くらいいらっしゃいます。第2支援グループが中心ですが、第1支援グループの方にも何人もいらっしゃいます。点数化につきましては、第2支援グループの方は全員行っております。ただ、強度行動障害支援事業の方は特別手厚くとなっておりますので、ご本人に新しいことを覚えてもらうため、学校のような形でマンツーマンでの学習を行っておりますが、そこまで取り組めないことについては、環境面等ということですので、大きく改善というよりは、安定という状況になっています。

(佐藤座長)

重ねて確認なのですが、現在の重度障害支援加算の47名という方々については、強度行動障害のような点数評価というのはやっておられるということですか？

(事業団)

基本的に第2支援グループの方が中心です。第2支援グループは重度や高齢ということで、今の基準でてんかん等も入ってくるところで合致しておりますので、行動障害・強度行動障害の第2支援グループの方には、そのように対応しております。

(三島委員)

重度加算ということですよ、今のお話は？

(事業団)

法律が変わって、支援面で強度行動障害加算の代わりに、重度障害支援加算Ⅱという基準がありますので。

(三島委員)

入所施設に入っている方というのは、昔は重度加算が一般的だったかと思うのですが、そういうレベルの話ですか？

(事業団)

行動障害の加算です。

(佐藤座長)

この12名の方以外に20点を超える方はいらっしゃいますか？

(事業団)

中にはいらっしゃいます。

(村山委員)

例えば、支援が非常に良くて点数が1桁台に減っている方がいらっしゃって、その方を他の施設に移されて、現状20点くらいある方を密度の近い支援の中に入れていただいて、全体と一体化してもらおうとか、職員さんもマンツーマンでなくても行動障害支援をきちっとできるような第2支援グループになれば良いと思うんですけども、そういう人員配置はモデル事業でやっているから難しいのでしょうか？

(事業団)

そうではありません。実際にそういう形で取り組んでいる方もいらっしゃって、ある寮で厳しい方は別の寮で対応してみる、行動改善を図っているということが実際あります。また、今は取り組んでいないのですが、事業団で他の生活介護事業所をやっていたところへ通所する形で、外部で行動改善を図れた方を、次のステップへということで取り組んでいた事例もあり、実際に移られたケースになりますけれども、実施しておりましたので、そういった取組の方は、法人内部で他の生活介護事業所を持っていないので他の法人さんとの協議になりますが、継続して取り組んでいきたいと考えているところです。

(佐藤座長)

重ねて質問をしたいのですが、今ご紹介いただいたように、16名の方のうち4名の方が移行された、あるいは移行する予定であるということで、しかし12名の方については、点数でいうと移行された方よりも下の点数になっているの方が数が多い訳ですが、3年の期間の中で行動障害の改善がみられたという状態であるにも関わらず、結局13ページの、本来の目標である地域への移行というのが結果的にできていないということになっています。このような報告をいただいたのが今日初めてなのですが、なぜ移行できないのか、行動障害は改善されたのに移行できないということについての、原因というか分析、どこの誰に原因があるかといった話が聞きたい訳ではなく、どうして移行できないのかという千葉県内の状況認識について、今まで何度も指摘されたと思いますが、一度もその説明を聞いたこともないし公表されたのを見たこともありません。今日、数字が出ましたので、これは事業団に聞くべきなのか県に聞くべきなのか、つまり制度本来の目的が達成できていない訳ですよ、その達成できていないということについての説明をどのようにされているのかについて伺いたいのですが、どちらにお聞きすればよろしいのでしょうか？

(事務局)

県から制度の話をさせていただきますと、実際に強度行動障害支援事業が始まったのが平成16年度からで、3年経って、大屋委員からお話がありましたが、一定程度点数が下がったというのはそのときわかったのですが、それでも中々移行が進まない、ではなぜかということで、県の方では強度行動障害のある方への支援のあり方検討会を立ち上げ、

なぜ移行できないのかについて、協議を重ねているところです。その中で、強行の人がグループホームへ移るためには、特別なグループホームを建てれば、例えば強化ガラスで割れないようになっていたりとか、壁がクッション材になっていたりとか、そういうものが必要ではないかということで、モデル事業で強行対応のグループホームをつくるなど、県の方では取り組んでいるのですが、結果としては今のところ移行は2名しか進んでいない状況です。あり方検討会は今でも続いているので、強行の方がどうしたら地域に移行できるのかというのは県の方でも検討し続けているところです。

(佐藤座長)

検討しているということですが、なぜ移れないのかという理由については？

(事務局)

1つは、グループホームへ移行するには特別な建物のグループホームが必要ではないかということが検討会の中で議論が出ましたので、モデル事業で強行対応のグループホームをつくってみたいということを行っております。

(佐藤座長)

行動障害は軽減した訳ですよ？軽減しているのにどうして特別な対応が必要だという発想になるのかよくわからないのですが、検討会の中でそういう御意見が出たということですよ。

(事業団)

私も検討会の委員として長年携わってきましたので、その当時は社会福祉法人の施設長という立場で参加しておりましたが、基本的に今の社会福祉法人の中で、更生園の強度行動障害の方たちを受け入れる体制が整っていないということをしみじみと感じていたところです。その体制を整えるために、人と物と金を揃えるということがあり方検討会の中でも議論され、それが実施に移されまして、平成28年3月に初めてモデル事業として、1名移られたというような展開になります。それと、グループホーム1つを建築、開設するにつきましても、それぞれの法人さんの事情がありますので、その事情の中に更生園の強度行動障害の、点数が下がったとはいえ新たな特別な支援を必要とする方を受けて支援するというのは、思い切らないと難しいだろうというのが、現場を預かる施設長としても感じるところでございますので、そういうところがこれまでいろいろあって進まなかった背景になるだろうということを感じています。

(事務局)

補足です。先ほどのあり方検討会の議論にもう1つ追加なのですが、先ほどのお話で、人の話というのがありました。そのあり方検討会の中で、もっと支援の質を高めなければならないという話もありまして、議論を踏まえて、平成26年度から強度行動障害のある方への支援者に対する研修というものを始めました。検討会で出た議論を踏まえてできた研修となります。それは16名に対して、本当に限られた人数で、34日間にわたる長い

期間にわたる研修ということで、強行に対する支援のノウハウを知ってもらい研修も進めていますので、そういう支援ノウハウが広まれば移行が進むのではないかと、というのが、あり方検討会の議論の中にあつたところです。

(佐藤座長)

16人研修会のことは我々委員も聞いていますし、この前のモニタリングのときも参加されたという職員さんのお話は聞いていますけれども、袖ヶ浦福祉センターだけが強度行動障害を担うというのは良くないことは、検証委員会の最終答申でも申し上げたところですが、それが他の施設でもできるという状態に徐々になりつつあるということであれば、民間施設への移行というのにはあり得るだろうと思いますし、改善されているのであれば民間施設への移行もあり得ると思います。そうならないのは、今の説明を聞いていても釈然としないところがどうしても残っております。これは例として申し上げますが、現在、国立のぞみの園のあり方は検討されています。ここは御存じのとおり、それこそ強度行動障害の支援の専門施設ということで、国をあげて取り組んでいるところですが、結局ここも、なかなか外に出ないものですから、何年かかけて、要するにやめるという方針を出しているようです。あそこがあるからみんな頼ってしまって、ということで、もちろんすぐにはならないでしょうけれども、強度行動障害の入所というものを、全部やめる訳ではなさそうですけれども、帰るところが保証されている人はもちろん帰るということで、そういうことが検討されていると聞いております。つまり、これは施設の中の話ではなくて、施設の外の方が大きな要因であると思っております。いやそうではない、と合理的な説明がつくのであれば私もそんなことは言いませんが、どうもこれまでの移行できないという話を聞いていると、袖ヶ浦福祉センターの外の問題の方が大きいのかなと、そして外が袖ヶ浦福祉センターに期待している内容が決してセンターが設置されている目的に沿ってはいないのではないかと、こういうように考えざるを得ないと思っております。今日のご説明について、重ねてご質問させていただいたということです。ご説明はもちろん伺いましたが、私が思っている疑問や意見はやはり変わらないと思っております。

(三島委員)

今の進まない理由の話なのですが、ハードウェアの工夫という内容がありましたよね？強度行動障害で何をするかわからないから、強化ガラスですごい施設を作らなければならないというのはちょっと懸念かなと思ったのですが、全国で強度行動障害の方たちが地域生活で成功しているところはいっぱいありますが、そういうところは別に普通の家で暮らしています。要するに生活の満足感が高い普通の生活ができる家、個人のスペースが確保できる家というのが1つの要件で、その辺がかい離なのかなという気がします。そういう意味では、事業団か県かはわかりませんが、地域の生活のあり方についてもっと先進的な事例を各地に行って勉強する、あるいは招いて、みんなで認識を共有して、こういうことならうちでもできるということのを貯えていくことが必要ではないかと、ちょっと思いました。中だけで話していると、強度行動障害の人は蹴って壊すから壁はガタガタでセコムを頼むか、という話になりますが、僕も昔、入所施設にいたときはそう思っていました。でも地域に行くと全然違う、つまり利用者が安心して楽しめるようになると、滅茶

苦茶な行動はしません。やはり、中で不安定なのは、終生入所型の、いつ出られるかわからない、閉じ込められた環境の中でのストレスが相当大きいなど。3年間で相当、状況は変わりますが、それ以降は天井効果でつかかえている訳ですね。そうすると次のステップは、やはり地域を目指すのが良いかと。そんなに難しいことではないという話ですが、先ほど濱本委員から関連するお話を伺いました。

(濱本委員)

地域移行のことですが、人と物と金の3点が足枷になっているとのことですが、お金のことだけ言わせていただくと、実はうちの法人でグループホームを建設してもらっており、近日中に引き渡しと引っ越しを行い、1階5名、2階5名の計10名のグループホームを建設していただきました。オーナーがいらっしやって、アパートを建てるような感覚でグループホームをつくってくださって、間に建設業者が入っているので、引っ越し費用や共用部分の費用は法人が負担しますが、法人とオーナーとの30年の契約の中で、1部屋1部屋の賃料を利用者さんにお支払いしていただくという形で、建物については法人の持出は一切ございませんでした。現在、日本中でそういう形で、今までは法人がお金を持って、土地を買って、建物を建てて、という方式でグループホームを設立してきましたが、そうではなく、土地を有効活用していこうとか、社会貢献をしていこうというようなオーナーさんも増えていらっしやる。そこに建設業者が入って、私たち社会福祉法人につなげてくださるような方も絶対にいらっしやると思います。ですから、お金のことは、もしかしたらそういう方法で解決するので、全てを県に委ねるとか、県の予算を使って、ということではない考え方に発想を切り替えていただくのも一つの方法かなと思います。それと、グループホームに移行するような利用者さんのことなのですが、現在、更生園の移行人数を半数程度を目標にしているのであれば、すべての強度行動障害の方々を移行するという考え方ではなくて、例えば10名のグループホームをつくったら、7、8名は強度行動障害ではない方々に入っていて、残りの2、3名を行動障害のある方に入っていて、もちろん利用者さんに選択をしていただくので、1番は意思決定支援がございますが、そういう形で、行動障害の方々をとにかく出さなければならないという考え方ではなくて進めて行くと、行動障害のある方々も、グループの中では落ち着かないのかもしれないかもしれませんが、普通の穏やかな方々の中ではそういう行動も見られないかもしれない、という期待もあると思います。そういう移行の仕方をしていけば、もちろん慣れておられる職員の方々もそのグループホームの支援に入ってというようなところで、今まで地域移行に何年も取り組んでおられている。その考え方をちょっと発想の転換というか、こういう考え方もあるのですがいかがですかと、ご提案させていただきます。

(佐藤座長)

いろいろな意見が出ましたが、どうして移行できないのかということについては、引き続き見直し進捗管理委員会の方でも興味と関心を持っている、ということでお聞きいただければと思います。

○資料3について説明

〈委員討議〉

（金子委員）

中身ではないのですが、平成29年度の、事業団の研修計画の中に、意思決定支援とは何かということで、3回の連続セミナー、アンガーマネジメント2回と研修計画として位置付けられているのですが、このマニュアルを作成された流れと、研修の実施計画についてご説明いただければと思います。

（事業団）

平成29年度の研修計画で、いくつか意思決定支援に関する研修を考えておりました。ただ今回のマニュアルにつきましては、特にサービス管理責任者を中心にした研修を組み立てていこうということで、職員に対しましては、職員会議等の場で周知をしていこうと考えているところで、とどめたいと思います。

（金子委員）

研修は研修で、職員さんに対しては今年度の重要な点として意思決定支援を掲げて、このテーマで行うということですね。

（三島委員）

こういうご本人の意思決定というのを大事にしていくというのは、事業団の大きな前進で、こういう文化が県全体に広がると良いなと思います。それで、神奈川県の意味決定支援については1つ問題がありまして、体験を通じた選択の検討とありますが体験がない。例えば、地域生活をしていてとても楽しかったとか、嫌だったなどの体験があれば、すんなりレスポンスができる訳ですが、言葉だけで「ご両親の近くで暮らしたいですか」と聞かれてもわからないですよ。ですから、そういう意味で体験というのは不可欠な要件なのですが、神奈川県はその担保がちょっと少なかった。そういう意味ではこの事業団の方も、何らかの体験ができる場を、例えばグループホームであれば、グループホームを何とか1か所で良いから確保しておくとか、デイの場を確保しておいて、順番に体験していくことなどを通じて、意思決定をしてもらおうと良いなと思っています。ぜひ、そういう方向に促してもらえればと思います。

（事業団）

後ほど、資料5の地域移行の中で触れさせていただきたいと思います。

（佐藤座長）

今の三島委員の御意見を補足しておきますと、地域移行のことというよりも、施設の中にいるときに地域の体験がないと、いきなり移行と言ってもご本人もびっくりしてしまうので、意思決定支援にならないという御意見かと思います。その趣旨で、後ほどご説明いただければと思います。

私も三島委員と同じで、意思決定支援について努力を重ねようという方向が打ち出されたことは大変素晴らしいと思いますが、津久井やまゆり園の場合は移行に限ってやってい

ますが、それでも2～3年の予定でやりますと言われていています。これはかなり時間がかかるということです。ましてや生活レベルの支援の中で意思決定支援をやろうというのは、厚労省型の生活支援における意思決定支援というものを目標とすると、全体ですからこれはかなり時間がかかると思っております。大変ですが、ぜひやっていただきたいと思っています。厚労省のガイドラインの作成に私も参加していましたが、基本ベースとして、イギリスのMental Capacity Act（意思決定能力法）の取組を前提にしているんですね。MCA法の中で、意思決定支援で非常に重視されているのは、IMCA（独立意思代弁人）という制度です。Independence Mental Capacity Advocateの頭文字をとって言っているのですが、実は、これのやっていることがほぼパーソナルサポーターなんです、袖ヶ浦のシステムで言うと。パーソナルサポーターはご本人の意向がなかなかわからない方について、意向を確認し、施設の職員さんにそれを伝えるという、それがわからないと意思決定支援ができないから、という訳なのですが。現在、養育園だけですが既に入っているパーソナルサポーターと、この意思決定支援マニュアルのつながりについてはどのようにお考えですか？

（事業団）

今回の意思決定支援マニュアルの中に、パーソナルサポーターの方がどのようにというのは、考えの中にございませんでした。今、ご指摘いただきましたので、この先、このマニュアルをもっと完成度を高めるためにも、今のご指摘等の中に入れて検討してまいりたいと考えております。

（佐藤座長）

もう1点あるのですが、厚労省のマニュアルには、実は意思決定支援の定義がはっきりとは書いてなくてですね、これは全国的にそうなのですが、なかなか日本語名ではっきり書いている人がいないのですが、外国ではこれに該当することが3種類ありまして、Supported Decision Making（支援を受けた意思決定）、これがおそらく一番中心になると思うのですが、それとSubstituted Decision Making（代理意思決定）、substitutedというのは「代わって」という意味ですが、それからShared Decision Making（共有意思決定）という3つの言葉、いずれも頭文字をとるとSDMなんです。それで、日本で意思決定支援の議論をされる方はみんなこの3つをごちゃ混ぜに議論されるのですが、ご本人の自己決定を助けるということと、代わって判断しますということと、共通して何か決めましょうかということ。実際の支援現場ではそれぞれ出てくると思うんですけども、それをどういうふうに区分けするのかというのは非常に悩ましい話で、マニュアルをつくる時もそこをきちっと区分けしておかないと、自分たちが何をしているのかわからないということになるのですが、そのあたりのことは検討されましたでしょうかという、これは質問なのかよくわかりませんが、指摘を申し上げたいです。

（事業団）

不勉強な部分がございます、それだけに本日ご指摘、御意見をいただきまして、繰り返しになりますが、実際に使えるマニュアル、指針としていきたいと考えておりますので、職員等に説明するときは、今のような内容をしっかり踏まえて説明できるようにしてまい

ります。

(佐藤座長)

もう1点。しつこいようですが、この前のモニタリングのときに、職員の方からこういうことがあると伺ったのですが、厚労省のガイドラインでこういうものを作るというのは大変結構なのですが、厚労省のガイドラインにはこういうものをつくる計画責任者を決めなさいと、それから意思決定支援計画というものを個別的に作りなさいと書いてありますが、実際に実施できないとだめなので、個別支援計画と意思決定支援計画をつくるのは良いですが、実行可能性、実現可能な支援計画をつくっていただき、計画だけ作り書類の山を作っても何の意味もないので、実行可能な範囲で、計画を作成されるようお願いいたします。これは意見です。

(村山委員)

これを作られて、トップダウンのように職員に説明されるということですが、考える職員を作ってほしいというのが1番だと思うんです。これを示して職員間で揉んで、わからないところについて意見交換をして、本当に今の袖ヶ浦でできること、将来的には目指すところを上げていくのですけれども、職員さんが考えて、体験とか、選ぶ機会を増やすとかいうところからまず始めないと。現状でもやっていたらいいところはあると思うのですが、入所という枠組み、職員も足りない中で、条件も限られていると思うので、そこを少し個別支援計画の中でやっていただくことで、日々の自己決定、自己選択が意思決定というところまで高められれば良いと思いますので、まずは職員さんがこれを見て、どう反応され、どう理解され、どう質問されるかというところを、丁寧にやっていただきたいと思います。

(濱本委員)

現場から言わせていただくと、モニタリングに伺って、意思決定支援のマニュアルのことだけでなく、満足度調査が事務局で作成され、保護者の方々に評価していただいていることや、権利擁護委員会や虐待防止委員会が立ち上がっておりますが、それが管理職の手によるといったところなどが。うちの法人はまだ意思決定支援のマニュアルは作成していないのですごいなと思いますが、この作成に当たっても、管理職や管理者の手によるところを考えると、現場の職員が自らの手で何か作ってとか、委員会の組織を持つてというようなことで動きが始まると、現場職員も自分たちなりに工夫していくというような動きになっていたり。本当は意思決定支援も虐待防止も満足度調査も、一貫して取り組まなければならないと思うんですね。それが1つ1つ分断されている中で現場の職員におりてくると、きっと1つ1つを全く違うものとして捉えるのではないかと思います。当法人ではこういったものを一貫して、「よいしごと委員会」という平仮名の委員会がございまして、それが職員の主体で動く中で満足度調査を作っていたり、意思決定支援、虐待防止はどのようなことかについて考えているので、今回のモニタリングの評価の中でも、私が一筆書かせていただきましたのは、こういったものを作られても現場の職員との距離があるところでは、末端の職員まで現場に浸透していくということは時間がかかる、

ということを感じました。形として作られたものがどうやって実施され、どうやって検証していくかという大変さを考えると、もっと単純に、意思決定支援とはこういうことで、本人部会もやっている、いろいろなところで外出して、これもちゃんと利用者さんが選んだところなんだと、それが意思決定支援だということを、職員にその都度管理職の方々が確認していくというシステムを作っていく方が、利用者さんの意思決定支援について、利用者さんも実感するし、支援をしている職員の皆さんも実感されるのかなと感じます。

#### ○資料4について説明

〈委員討議〉

(村山委員)

28ページの、今後の取り組みの③で介護保険の利用に向けての検討とありますが、私の知識不足かもしれませんが、入所では介護保険は使えませんよね？入所を出られてから介護保険なのか、この文面ですと、高齢の方について暮らしと楽しみの中に介護保険を利用しようというお話かと思いますが、そのあたりのご説明をお願いします。

(事業団)

こちらは地域生活に向けてというところがメインとなってきまして、どうしても高齢の方の中で今の暮らしの形を崩したくない、という意見もある一方で、今以上に医療的なサービスが必要になってくる方で、暮らしや楽しみについて、介護保険を利用する、そういった形での検討を考えていきたいというところ です。

(村山委員)

結局地域移行をしてからということですよ。そうなるこのあたりも市町村によって、介護保険と障害福祉サービスの利用のところで違う考え方がそれぞれあるかと思うので、そのあたりを行政にプッシュしていくというか、併用できるように、1割負担の軽減のような話もあると思うので、そのあたりも。難しい問題かなと思いますが。わかりやすく書かないと、入所の中で介護保険を利用するイメージで書かれているので、訂正した方が良いと思います。

(佐藤座長)

私の方から、2つほどあります。

1つは、相談支援アドバイザーはこれからやる話ではなく、現にいらっしゃる方の下で、こういう動きがありましたと言うことですが、職員の食事の見守りのところの姿勢ですね、これはパーソナルサポーターが入った当初に、サポーターの方の1人から打合せ会議でご指摘があって、この前伺ってもその姿勢で見ている方は1人もいらっしゃらなかったものです。そのときの、これは支援の方法ということでご本人の意向の確認という話ではないのですけれども、まあそれとも関係してきますが、そのときの議論としてこれは全体で共有してほしい話だということがあったのですが、今日のお話だと、その指摘は更生園には伝わっていなかったというように理解してよろしいですか？様々な支援のあり方について、施設の内部、職員の間で意見交換をやっていらっしゃるというお話は、先日いろいろと伺

いましたが、どうもその中で、こういうものが意見交換の対象としてあがってきていないという理解でよろしいでしょうか？

もう1つの質問は、これもパーソナルサポーターとの比較で言いますと、サポーターは基本的には利用者につくサポーターなのですが、この相談支援アドバイザーというのは、利用者の方々の一人一人のより良い暮らしに繋げていくと書いてありますけれども、利用者についている人なのか、それとも施設についている人なのか、どちらの位置づけなのでしょうかとこの質問です。

(事業団)

1点目なのですが、これは立ち歩いている状況があったということで、食事の場できちんと座る、サービスをする側ということで動ける状況も必要になると思いますが、ここではそういう状況があったということで、改めて指摘がありました。

(佐藤座長)

それは良いのですが、相談支援アドバイザーの方から言われて気が付きましたということは、パーソナルサポーターの方の意見は養育園から更生園へは伝わっていないということで理解してよろしいでしょうか？

(事業団)

直接意見をこうだと言うのではなく、我々の側からこういうことがあったので、という周知はしていましたが、実際には伝わっていない職員もいました。

(佐藤座長)

伝わっていないということですよ？だからいろいろと、更生園や養育園や、各寮の間で職員間で支援の方法について共有して工夫しましょうという取組をやっていらっしゃるということ、この前のモニタリングでもいろいろと聞いたのですが、実質的にはその中でこういうものが伝わらないというのを、今のお話を伺うと指摘せざるを得ないということになります。これは私たちの評価です。

2点目はいかがでしょうか？

(事業団)

2点目については、基本的には1人の方を中心に見ていただくというところですが、ずっと1人の方に寄り添って個人の方だけということではないので、みんなに関わっていく形にはなります。

(佐藤座長)

これは先ほどの意思決定支援マニュアルとも関わりますが、1人1人の意向を確認するとなりますと、現在更生園には83名の利用者の方がいらっしゃいますが、そこに相談支援アドバイザーという、ここにあがっておられるのは3名の方ですか、83名の方の1人1人の意向を3名のアドバイザーの方が確認していくというのは、およそ不可能かと

思うのですが、それでも可能だと施設の方で判断されているということですか？

(事業団)

相談支援アドバイザーは、プラスの存在だと考えていて、基本的に外部の社会福祉法人から相談支援専門員の方に来ていただいて、まさにそういう計画を立てる際に仕事をしていただいておりますので、基本的にはその方たちです。ただ来園頻度などもありますので、充実を図るという意味では、相談支援アドバイザーの方に連絡をとって、実施をしていきます。

(佐藤座長)

そのあたりのあり方について、個人個人につくというものと、施設の支援のあり方についてアドバイスするというもので、立ち位置が違いますので、意思決定支援マニュアルのもとになる訳ですから、そこを整理されてもう一度ご説明いただけるとありがたいです。

## ○資料5について説明

〈委員討議なし〉

## ○参考資料4について説明

〈委員討議〉

(佐藤座長)

簡単に、論理的なところからいきますと、34ページの真ん中あたりに、「本計画の終了時点（平成32年度末）までに達成できない場合は」と記載をしていただきまして、これは我々の中間意見の記載をそのまま入れていただいた訳ですが、平成32年度末までにとすることで数値目標を見ますと、32年度は65名ということになっています。そうすると定員の削減はほぼ半減ということを目指している訳ですが、その半減が平成32年度の数値目標にあがっている数字だけ見ても達成できていないということになるのですけれども、ここあたりはもう少し早まらないものかということが1つと、もし早まらないとするならば、どうしてこういう計画になっているのだろうか、ということを知りたいのですが。

(事務局)

ここにつきましては、次期指定管理期間が5年間ということで、募集のときにもご説明させていただいたと思いますが、次期指定管理期間の5年間で半減程度まで持っていくという形で募集要項を示しておりますし、事業団からの提案も、5年間かけて50人程度までもっていくという形で、今回の計画は5年程度の間地点にあたるので、数字として65名、例えば実際に移行がその後も進んで、33年度、34年度と経過して、34年度末には半減程度まで持っていくということで考えているところでございます。

(佐藤座長)

「半減程度」が55名なのか50名なのか、それはまあいいですが、これはどういうよ

うに減らしていくということなのですか？毎年5名ずつ減らしていくという計画ですが、一挙に減らすのではなく毎年5名ずつ減らすという。一挙に減らすのが一番わかりやすいのですが、毎年5名ずつというのはどのような計画ですか？

(事務局)

県としても、袖ヶ浦福祉センターの利用者の移行にあたっては、例えばグループホームの建設の補助のようなものを今後検討していかなければならないなと思っていますが、それもいきなり3棟も4棟も建てるという訳でもないでしょうから、年度ごとに1、2棟を建て、何名か移っていく。その中には、事業団も自らグループホームをつくる、という形のものもあろうかと思うので、毎年何名かずつ移行していったら、最終的には5年後には半減程度まで減る形です。いきなり1年目で20、30名という形では考えておりません。

(佐藤座長)

いきなり1年目で20、30名というか、グループホームを3、4軒も建てることを考えないというのはなぜですか？

(事務局)

本当はこの平成27～29年度の集中見直し期間に半減という目標を掲げていたのですが、実態としてそれがうまくいかなかった。ではこの次の3年で30名という目標を立てても、おそらく今までの流れからすると、なかなか難しいかなと。5年をかけて段階的に減らしていくという、現実的な目標にシフトさせていただいております。

(三島委員)

今のお話を伺って、あまりにも遅いなというか、事件が起きたのはもう4年前で、緊急措置として取り敢えず3年経ったら定員を半減しましょう、少人数化をやっていきましょうと、これが第三者委員会の大きな目標だったんですよね？そのこともこの文書から抜けているんですよね。だからそういう認識がたぶんないのかなと、提言がまとめられましたと書いてありますが。その提言をクリアすれば、まだこうした、現役の職員が利用者を死なせてしまったという大きな罰点のある組織、普通は廃止かと思いますが、そういう条件で取り敢えず延命した訳ですよね？そういう厳しい条件であることの認識もなしに、ずるずるといって、また指定管理が5年延びたので、5年で半減すれば良いでしょうと、これはあまりにも遅いなと。「事件を風化させないために」とここにも(事務局注・資料1～6中の資料5)書いてありますが、まさしく5年、それで結局8年くらい経つ訳ですから、それこそ風化しますよね。もう最初の話は何だったんだと思うんです。もっとこのことに対する真摯な反省に基づいて、やってほしいなと思います。それで、神奈川県津久井やまゆり園の話は、あれは一応、退職職員なので職員ではありませんけれども、全く双子のような事件でしたけれども、神奈川県はもう既に、やまゆり園の再生基本構想を作ってしまったんですよ、わずか1年で。そのときに、南高愛隣会とか、横浜とかのいろいろな地域のモデルを取り込んで、モデルを作ってしまったんですね。それに比べると、あまりにも遅いなという感じがします。僕もこの見直し進捗管理委員にならせてもらって、

ごく初期の頃に、グランドデザインができないことには職員だって何の目標もないではないですかと言ったら、近々出しますという話を伺いましたが、いまだにできていない。更生園の見直しに取り組みますということが書いてありますが、これは誰が決めるのかと、僕もジリジリしているところがあります。利用者はずっとこういう生活を続ける訳ですよ、またこの10年間の改修計画の中で、利用者は同じ施設の中で同じ体制、少人数化はあの中ではできないですよ？全然そういう約束を守らないで、ずるずるともう8年も暮らす、僕はそれで良いのかと思いますね。これは全然対策になっていないというか。それで、この間、僕はモニタリングに行きました。これは、この計画の遅さは事業団にあるのか、県にあるのか、誰が一体決めるのですかと言ったら、これは県ですという話でした。ですから、県はもっと勉強して、次の方針を出してもらいたいと思うんですよ。僕は、これは県の責任だと思います。神奈川県は、松沢知事というのが、最初すごくずっこけちゃったんですけども、積極的にかんでメッセージを出している。千葉県って一体どうなっているんですかと、知事もはっきりメッセージを出さない、それから下の方の担当部局だってメッセージを出さない、どうなっているのかなという感じは持ちますよね。それで、もう少しテンポを上げてやってもらいたい。それから、先ほどの佐藤座長のお話で、どうして移行が進まないんですかと言ったら、ハードウェアがどうのこうのと言っていました、ハードウェアの話はしていません、もっといろいろ勉強してくださいねと僕は言いましたが、要はそれだと思うんです。他でできている訳だから、もっと気楽に取り組みれば良い訳ですよ？例えば南高愛隣会でも横浜でも、地域生活のモデルがある訳なので、いろいろ学べば良いと思うんだけど、どうしてそういう作業をしないのかなと思いますね。そういう気持ちって県の方にあるんですか？

#### (事務局)

大変厳しい御意見をいただきましたけれども、私もこの仕事に関わって、袖ヶ浦福祉センターという大きな事件があり、おっしゃるように大きな罰点のあるということで、今回指定管理の議案を通すときにもいろいろな御意見をいただきました。県として将来像というか、今後のあり方についてどうするんだという御意見もいただいております。それについては、長寿命化計画の方、今後10年ということでは遅いのではないかという御意見もいただきましたが、まずはあそこに、最低限位置付けられたということで、建替えを含めて検討できる体制になっているのかなと思っております。そのスピード感については確かに遅いというご指摘もございましたので、その点も踏まえて、施設のあり方と同時に、支援のあり方というのはこちらの進捗管理委員会の最終報告を受けて、今後どうするかということを検討するのですが、それと並行して整備のあり方、施設のあり方についても検討していきたいと思っておりますので、委員の皆さまからもそういった御意見をいろいろいただきながら、進めて行きたいと思っております。確かに現状でのご指摘というのはごもっともなところもございまして、真摯に受け止めていきたいと思っております。

#### (三島委員)

ついでというか、結局、取組の方向性ということに関して言うと、更生園に関しても、更生園の見直しができるように取り組みますと。何が言いたいかという、第三者検証委

員会で定数半減とか、少人数化という目標をクリアしたいというのはどっちかという後ろ向きの話であって、今後県立施設として、更生園は一体何をするところなのかというミッションがクリアに出ていないんですよ、この文章では。だから一体何をするのかなど、僕は思うんですよね。一般的にはこういうところというのは、有期限・有目的で地域移行のサポートをする、それから地域移行をするグループホームと連携をしていくというのが一般的なものかと思いますが、そういう文言もないし、非常に漠然として、抽象的で、これはいつになったら具体的なものになるのかなど。こっち（事務局注・神奈川県）はグループホームとかははっきりと書いてあるんですよ？どういうシステムかも書いてある。この更生園に関しては、ちょっとそれっぽいところは民間のモデルとなる強度行動障害支援等拠点、僕もすごく引っ掛かって、民間のモデルとなるほどの実績ができるのか、1年に4人くらい地域に出ていきました、成功しましたというモデルかもしれないですが、残りの人はいっぱいいるんですよ？そういう中で行き詰って、虐待が起きたり人権侵害が起きたりする状況が続けて、それで民間のモデルとなる強度行動障害支援拠点になるかと思いますが、ちょっと展開が遅すぎる、具体性がない、という印象を受けます。もう3年間も終わろうとしている、3年間緊急措置としてここまでやりましょう、その後のことは確か、今年の3月か4月くらいまでには具体的なプランが出てくるという文言があったと思うんですよ、その言葉はどこに行っちゃったのかと思うんです、全然約束ばかり破って、ずるずると延ばしているのが、この計画の評価になると思います。ですから1つ聞きたいのは、更生園は何をするのかということ、もう一度機能的に整理してもらいたいと思います。

（事務局）

確かにご指摘いただいたとおり、②のところでは更生園の役割として、書き方が薄いかもしれませんが。「当面、県立施設として、強度行動障害者支援に係るノウハウを支援関係者に対して情報発信するなど、民間のモデルとなる」ということで、これは第三者検証委員会でも言われている当面の目標ということで、言われていることだけになります。

（三島委員）

ですから、当面が8年間になっちゃってるんですよ、ちょっと長いのではないかと。

（事務局）

これができるかどうかというのは見ますけれども、まずそういう強度行動障害支援事業を、今できていないではないかというご指摘を他の委員の皆さまからもいただいておりますけれども、モデルになる強度行動障害支援等の拠点としての機能、役割を果たすために、県立施設として本来、県の税金をつぎ込んで、県立施設としてやっていただいているので、ここの機能を、県の役割を果たせるような施設になるというのが本来の目的でございます。そこがまだ果たせていないというのが実情でございます。ですので、この3年間で、また指定管理を5年間としましたけれども、最低限この域に達しないと県立施設としての意義がないのかなということ、ここの記載というのはちょっと薄いかもしれません。ここについては、もうちょっと書き込んだ方が良くもありません。

(三島委員)

この2行ですけれど、これについて僕が最初に読んだのは、民間施設のモデルとなる袖ヶ浦福祉センターという施設、という読み方もできてしまう訳ですよ。これは地域の話ではなかったのかなと思ったのですけれども、よく読むとどういふことか、文章がちょっとクリアではないですよ。

(事務局)

これは第三者検証委員会の意見としても、民間のモデルとなるという、要は強度行動障害の拠点、3年で地域に移行する通過型の施設という、強度行動障害を改善できるような施設ということで、他の施設のモデルとなるような施設というのが県立施設のあるべき姿ということで、こういった表現で作っております。

(三島委員)

わかりました。それもちょっと丁寧に書いていただけるとありがたいです。

(佐藤座長)

検証委員会の表現は、モデルという表現を使ったかもしれませんが、唯一の拠点とは謳っていない、袖ヶ浦1か所だけがそういう状態であるというのは、むしろやめようというのが検証委員会の意見であって、そういう意味では民間がここをモデルにするということがあるかもしれませんが、民間の方が優れているというところもあるはずなので、そういった複数の拠点の中の1つなのだという、そういう位置づけだと思うんですよ。検証委員会の意見は。そういう意味では、これだけ読んでいると唯一の拠点という読み方をされてしまうので、もう少し民間と連携をしたような、外部にもいくつもあるんですよという表現をとられた方が、検証委員会の意見にも一致しているし、入所部会に中で発言された意見とも趣旨が合ってくると思います。

(金子委員)

三島委員と同様の意見でして、今までの取組、現状から困難と判断されたということでしたが、まだ32年まで期間がある中、現時点でこの数値目標自体を下げてしまうということについてはどうかと思います。当然地域移行等を考えたときに、利用者さんの状況を丁寧に見極めた上で支援していく、その暮らしの質等も考えながら対応していただく。これは絶対条件だと思います。もしここで変えてしまうのであれば、変えるだけの理由づけというか、何かここに書き込まないと、矛盾したものが2つ同時に存在するということになってしまい、県としても当初の対応、説明と全く食い違ってしまい、説明責任を果たしていないように捉えられてしまうのではと危惧するところです。ですから、現時点でこういう形であれば、それを変えるような対応方法や策を考えると、あるいはどうしても不可能であれば、その不可能であるだけの理由づけがないと、どなたも納得されないのではないかと考えます。これは意見です。

(佐藤座長)

重ねて申し上げますが、論理上の問題として、計画の上で破たんしているものを計画として出すというのはやはりいかなものかと思うんですね。先ほどの説明ですと、これは事業団の提案に沿っていますということですが、事業団の提案は事業団の提案なんで、県の計画とはまた違いますから、事業団の意向がそうだとしても県としてはこういう方針でやってください、それを応援しますという計画があつてしかるべきなので。これはもし、こういう数値目標を出すくらいだったら、書かない方がいいです、これは計画が破たんした数値目標だから。出すんだったらもう少し前倒しの数値目標を出すべきで、この数字をここに置くということは、計画を後ろにずらしますということも同じですから、これはまずいなと思います、形式的にですね。袖ヶ浦をどうこうではなく形式的にまずいと思います。今のは私の意見です。

これは事業団の責任とか、計画がまずいと言っているのではなく、県としての計画がまずいということを申し上げております。

(事務局)

委員の皆さまから御意見をいただきました。計画の数値目標については、我々が指定管理を募集したときに、募集にあたって5年間で半減ということで募集をしたということもありまして、こういう数字になっておりますけれども、今の委員の皆さまの御意見を踏まえて、再度検討してみたいと思います。

(佐藤座長)

5年間で半減というのは、5年の猶予がありますという意味ではなく、全体の計画の中で5年以内にとということですから、別に2年でも3年でも構わない訳です。全体のこれまでの経緯で言えばすでにそれは実現できていなければならない話なので、それが段々後ろに行ってしまうというのは、進捗管理としてもまずいし、計画の立て方としてもまずいでしょうという意見ですね。

(村山委員)

1つ目は細かいところかもしれませんが、34ページの真ん中の、「その一方で、更生園は、定員の削減がほとんど進まない上」というところで、「(平成32年度末)」と書いてありますが、もしこの35ページの数値が残ってしまうと、この65名を指すことになってしまうのですけれども。ここで書いたときには、ここでは平成32年度末までに当初の数値の半減、例えば数値を50名までにとか、きちっと入れないと、最初に佐藤座長がおっしゃったようにこの34ページの真ん中と、35ページの数字がイコールになってしまう懸念があるので、ここは34ページの方を、最終答申で示したところの半減にしている場合というように変えていただかないと、65名になったから指定管理で良いという話になってしまうので、そこをもう一度検討していただきたいというのが1つです。

それともう1点は、県の計画の中で袖ヶ浦に関して、どのように書き込むかということ、進捗管理委員会の意見を聞きつつ今あるいろいろな会議体の中で検討されたかと思うのですが、そこがあまりうまく通じてなくて、意見は意見で受けて、でもそこで県が

どう説明されたかというのが不透明でうまく伝わっていないので、こういう感じになってしまったのではないかと思います。そこはもう少しきちんとした、袖ヶ浦をどうするか、県の3年間の計画の中でどうするのかということをもっと書き込むような検討の場が必要だったのではないかと考えています。そこには10年後には建替えみたいな話もきちんと含めないと、建替えと計画がまた齟齬ができてしまうので、建替えもイメージしながら計画をどうするのかということを書き込むことが必要だと思うので、もう少し検討していただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘のように、この部会の中で、県立施設は1項目でしかないのですが、我々の説明が不十分だったところが多々あると思います。いただいた意見を踏まえて、修正について検討したいと思います。それから建替えについては、記載が薄いかもしれませんが、35ページの①の1番下のところに、先ほどご説明した「千葉県県有建物長寿命化計画」、まだ計画の段階ですが、これを踏まえて施設整備等を検討しますというくらいの書きぶりです。今は考えております。これを踏まえて、先ほど三島委員からもありましたけれども、この部会の委員さんということだとちょっと薄まるかもれませんので、どういう形の検討組織にするかということも含めて、検討してまいりたいと考えています。

(佐藤座長)

ご検討よろしくお願ひしますとしか言えないのですけれども、定員の削減が遅れば遅れるほど、どのような規模でどういうものを作るのかという基本計画、これが遅れる訳ですので、その意味では5年のところに入ってこられる訳がないという話が出てくることにもなりますから、できるだけ早急に定員の削減をお願いしたいと思います。

## ○資料6、別冊資料1、2、3について説明 [非公開]

(2) その他

〈委員討議なし(今後の日程調整のみ)〉

## 第14回見直し進捗管理委員会（平成29年10月31日）

### その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
(該当なし)	—